

第 1 5 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年9月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広	9 番 雨 谷 克 己
1 3 番 市 村 正 司	1 4 番 吉 澤 勇	1 5 番 笹 沼 恭 一
1 7 番 皆 川 晃	1 8 番 伊 藤 明 美	1 9 番 軍 地 美 代
2 0 番 高 安 幸 一	2 1 番 加 倉 井 幸 夫	2 2 番 大 圖 金 雄
2 4 番 外 岡 健 寿		

欠席委員（8名）

3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
1 0 番 安 藏 久 男	1 1 番 皆 川 重 文	1 2 番 浅 井 紘 一
1 6 番 関 成一	2 3 番 小 島 雄 一	

事務局

事 務 局 長 横 山 英 雄	次 長 吉 川 正 浩
農 地 係 長 谷 津 知 一	農 地 係 江 幡 清 美
農 地 係 関 拓 也	農 地 係 塚 田 一 平
農 政 係 青 木 貴	

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、本日出席予定の委員の皆様、全員おそろいでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

今朝のテレビで、西村大臣が、国民の50%は新型コロナワクチンの2回目の接種を終えたと話されており、進捗率はかなり早いほうで、あと2か月も過ぎるとかなりの割合で接種が終わるのではないかと思います。そういう中で、本日出席の皆様全員2回目のワクチン接種が終わっております。もしかすると年を明けた頃に3回目の接種があるのではないかという状況であります。

また、治療方法も、2種類の抗体を混ぜたカクテル療法というものがあるそうで、95%の回復が見込めるというようなことでありますので、少しは希望が持てているのではないかと思います。

そういう中で、実は一昨日なんですけれども、水戸市斎場におきまして、皆様のお手元に配っております河原井卓さんがお亡くなりになられ、私は個人的に出席をしてまいりました。彼とは3年前に彼が105歳で「ひなたぼっこ」という4冊目の本を執筆したときの縁で、何回か関わったことがあるんですけれども、詳細についてはご覧ください。

いずれにしましても、彼がちょうど40代半ばから後半にかけて水戸市農業委員を務めていたということもありまして、私どもにとりましては大先輩に当たることであります。108歳で県内最高齢でした。そういう方がお亡くなりになられ、現在は107歳の北茨城の方が男性では県内最高齢ということになっております。

そしてまた、本日、台風14号が、向きによっては東寄りになるとかなりの影響があるのではないかと思います。本日の総会につきましても皆様に慎重な審議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第15回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員は8名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。
6番の深谷泉委員、そして7番の飛田信広委員、よろしく申し上げます。

初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の「第15回総会（訂正表）」と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は1件でございます。

案件は議案書の8ページになります。

議案第3号 農地法第5条の第11項で、上から2番目になります。

農地転用申請時は分筆登記中でしたが、その手続において予定していた地番と異なる地番での登記になったことから9月8日に申請人から記載事項変更申請が提出されたことによる訂正です。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第15回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が14件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が21件、土地現況証明が3件でございます。報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が5件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が10件、農地法第18条第6項の通知が2件、制限除外の農地の移動届出が3件、登記官等からの地目確認照会が5件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして71件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見はできませんので、調査の上、代理発言を17番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項、第2項及び第3項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項、第2項、第3項については、関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は、ともに売買です。受人が新規就農をするため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川晃です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。どうぞ。

高橋委員 2番の高橋です。

今説明のあったところで、事務局に確認させてもらいたいことがあります。

1つ目は、議案書の契約内容の中における田んぼの値段、10aあたり243万、それから381万円という値段が、この金額が妥当な金額なのでしょうかということと、2つ目は、新規就農者の方が初めに土地代をこんなにかけて何を作る計画なのかということです。営農計画としてどのような計画なのか事務局で確認されているのでしょうか。というのは、新規就農者というと多分5年間かけて250万円の所得のうちで営農計画を立てるわけなんです。その方が、こんなに初めから新規就農者ということでこの金額を稼げるのか分からないのですけれども、この後また農業用の機械の購入等の出費も出てきますので、土地に資金を投資してしまって大丈夫なのか、そういったところのことを確認というのはされているのでしょうかという質問です。

議 長 事務局、説明願います。

事務局 ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

事務局としては金額についての妥当性というところは、一般的に見て高いと認識はしていますけれども、これについてこちらで高いからどう、低いからどうということは確認点で何かあるわけではございません。

何を作るかにつきましては、今後も継続して米、水稲を作る予定でございます。

どのようにして作るかについてなんですけれども、作業委託を予定しております。第1項につきましては、茨城町の方に作業委託する予定となっております、同じく第3項についても同様の同じ方に作業委託することになっております。第2項につきましては、水戸市の方に作業委託する予定となって、営農を継続することで確認しております。

高橋委員 今の事務局の説明から、土地の購入の値段を考えて、この後に他の費用がかかったときに、果たしてこの方が作業委託をして利益が出るのかという疑問を持ちました。というのは、私はこれでは利益が出ないという実感を持っております。部分作業委託でやっていたのではとても割に合いませんので、逆に土地を全部貸してしまって、米を3袋ぐらいでもらうとかして小作経営にしてしまったほうが良いのではないのでしょうか。

農業委員会で農業臨時雇標準賃金表をつくっていますよね。申請者がどの部分の作業を委託するのかは分かりませんが、全作業を委託しては、新規就農者という位置づけになるのか私は疑問です。反対ではありません。ただ、この書類を見た限りにおける疑問です。

市村委員 13番、市村です。

ただいまの件につきまして、私も同様に考えておったわけでございますけれども、世の中にはお金持ちがおりまして、やはり1反歩当たり200万、300万の土地を買って新規就農をするのかなと思うわけでございます。そういった中で、高橋委員が仰った件に関して、新規就農というのは何をするのか、この新規就農につきまして、事務局でどこまで意見を伺って申請を受け付けているのか、私もそれは聞きたいです。よろしく申し上げます。

新規就農で申請を出して、許可後に地目変更ということは、まず無いと思っておりますけれども、そのような懸念もございますので、そういうことが無いようによろしく申し上げます。

事務局 ただいまのご意見についてお答えさせていただきます。

本申請については耕作目的で農地を所有するわけでございます。この場所は農振農用地の区域内でございまして、すぐに転用が可能などころではない場所であります。農地法3条における各要件を満たすか否かにつきましては、あくまでも事務局は、許可申請において各要件を申請書類等で確認しております。農業委員の皆様は調査で確認をお願いしているのは、今までも実施していただいておりますが、耕作

目的で所有した後、その農地が1年以上耕作に利用されるのか否か、そういったところを聞き取り調査等していただいております。

今回の場所につきましては、県庁の南側の場所に立地しております。遠い将来、どうなるかは私どもは現時点では分かりませんが、耕作目的での申請であるということは申請時点で確認はしております。そういった上で、先ほどありました通り作業委託ということで、こちらの申請地の耕作は担保されるのかなと考えております。

以上になります。

議 長 ただいま事務局の発言があったわけですが、我々とすれば、この時点で何を基準に考えるかというやはり現時点で耕作が担保されるかどうかなのではないでしょうか。例えば先程高橋委員が言われたように、金額からすれば、米を作るのでは全然割に合わないと思いますよね。ただ、他に何を作っても、200万円以上なんというのはあり得ない数字ではあります。申請者がどのような目的でいるかは分かりませんが、1作も2作も作らないですぐ転用ということは、我々は今までも認めたこともないし、これからも認めることはできません。

そういう中で、これは当然のことながら、売る人と買う人が合意に達した値段であります。そこに我々が農業委員会として介入して、高い安いということとは言えないということなんです。つまり、これは、あくまでも譲受人がこの値段で買うと言って、譲渡人もその値段だから売ると決まったのだと思います。

皆さんいかがでしょうか。これからは、今回のように相場からかけ離れたような値段での申請が出てくるような時代を迎えていると思います。これは、農業委員会として決定する事項でありますので、皆様の今後の総会の進め方も考えた上での発言をお願いできればと思います。

高橋委員 農業委員会としては、この農地法というのは原則なんだと思うんですけれども、水戸市として、私はこの新規就農者の方が作業委託をしているということ自体に疑問を持ちます。

私がこだわるのは新規就農という部分で、あとは水戸市として新規就農者をどう育てていくんだという地点に、もう一步見ていただきたいなという要望です。

議 長 分かりました。

確かに新規就農というのは本当に、私はよく分かりませんが、何をもって農業に参入するか、それによってだと思ってしまうんですけれども、我々のように長く農業をやっていたら農業の大変さ、難しさが分かるわけなんですけれども、新規の方はそういったことが分からないと思います。ですから、農業委員会、または農政課、それから

農業公社等が一体となって、やはり支援をしていかなければならないと思っておりますので、今後ともこういった案件が出るかと思えますけれども、やはり見守ってあげるといようなことも必要ではないかと思えます。これは、許可相当でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員からは許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5 番, 今関です。

この件に関しまして調査検討いたしたところ, 法令に照らし許可相当と思われ
ますので, 皆さんのご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第
2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われまますので, ご審議をよろしくお願
ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 9 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第
2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆さんのご審議よろしくお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

本案件につきまして, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番, 深谷です。

この案件に関しまして, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。
皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

この件について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様
のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。
どうぞ。

江橋委員 1番，江橋です。議案第1号の中で確認の意味で発言をさせていただきます。
議案第1号の第1項から第4項に2人新規就農者がいるのですが、それぞれ年齢は

いくつぐらいなんですか。その確認です。

事務局 ただいまのご質問についてお答えいたします。

第1項から第3項につきましては、年齢につきましては50歳の方になっております。
第4項につきましては、59歳になっております。

議 長 それでは、次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、申請人は平成30年12月頃から駐車場及び進入路として利用してきておりますが、手続が未済のため申請書を添えての申請でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番, 江橋です。

この案件について調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項及び第2項は関連がありますので, まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項及び第2項は関連がございますので, 併せてご説明いたします。

契約内容は両案件とも売買であります。受人は市街地に近く, 立地条件が良いので, 特定建築条件付売買予定地にしたい旨で, 第2項は, その工事をするため資材置場として利用したい旨の申請でございます。

申請地は河川や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 第1項に関して, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番, 皆川です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしますが, 第1項については3,000平方メートル以上なので, 県農業会議に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様、ご審議をよろしく願ひをいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議を願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や
雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料さ
れます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に
囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投
資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料
されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に

囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番，深谷です。12番，浅井委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第20項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投
資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料
されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。23番，小島委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様、ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、お手元の資料、別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項は、堀町の田1,865平方メートルの土地について現況証明願があり、農業委員3名と事務局で現地確認を行い、その結果、転用目的のとおりでありましたので、可としたものであります。

以下、第2項から第3項につきましても、現況確認の結果、記載のとおり確認でき

ましたので、可としたものでございます。

以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、承認することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程をいたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料、別紙2をご覧ください。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明いたします。

農地の非農地判断につきましては、8月の荒廃農地パトロールにおいて「森林の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また、周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難である。」と地区の担当農業委員・推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議をいただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また、法務局等の関係機関に対し非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、該当する筆の関係委員からの意見を聞いて判断したいと思います。

国田地区からお願いします。

高安委員 20番、高安です。8番、一木委員の代理発言です。

調査検討した結果事務局から説明のあったとおり、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるということです。非農地と思われまますので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 ただいま関係委員から非農地が妥当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が8万3,379平方メートル、うち再設定1万4,649平方メートル、畑が6万1,754平方メートル、うち再設定が1万4,423平方メートル、設定者43名、取得者13名、うち再設定の設定者11名、取得者6名でございます。

利用権設定日につきましては、令和3年9月17日、10月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料，別紙4をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目，それぞれの期間ごとの設定につきましては，各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては，畑が再設定のみで5,217平方メートル，設定者1名，取得者1名でございます。

なお，設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日につきましては，令和3年12月1日に予定しております。

なお，以上につきましては，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが，ご意見，ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 意見なしで回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席いたします。

次に，報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに，内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 その他として事務局から説明があります。

事務局 その他として説明させていただきます。

7月と8月の総会におきまして、「農地法許可制度調査方法の検証結果」としまして、スライドを用いて「複数委員での調査方法の提案」についてご説明をさせていただきました。

その提案内容につきまして、各委員からのご意見を把握するため意見票をお配りさせていただきましたが、集まった数が少ないため、より多くの委員からのご意見をいただきたく、口頭でも構いませんので、忌憚のないご意見を事務局までお伝えいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 以上をもちまして、第15回総会を閉会いたします。
ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時20分